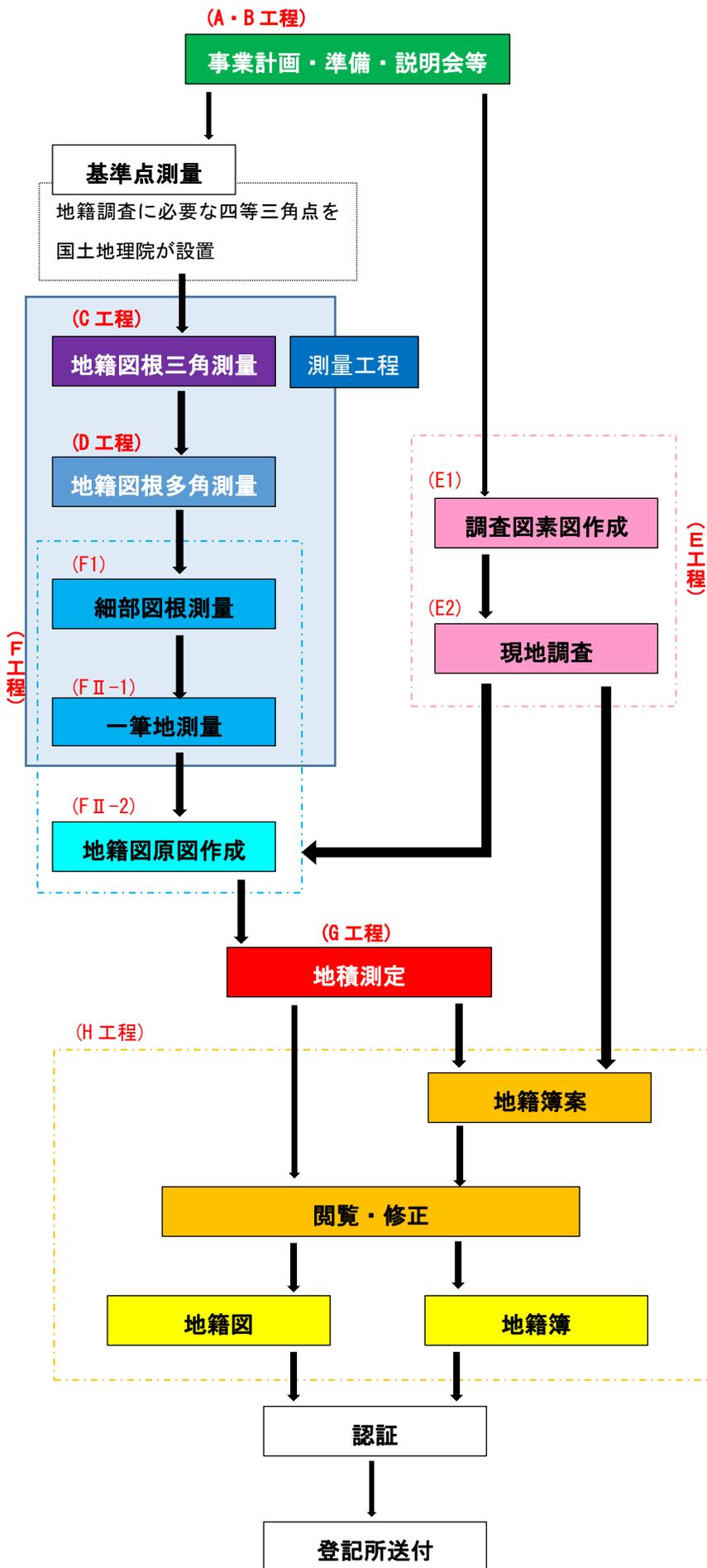


# 地籍調査の作業手順（日南町）



## A・B工程

- ・事業計画策定及び事務手続き
- ・事業着手準備作業、地元説明会

## C工程

- ・国家基準点（1～4等三角点、電子基準点）から調査地区を測量する基礎となる地籍図根三角点を設置するための測量

## D工程

- ・C工程で設置した図根三角点をもとに一筆ごとの土地を測量する基礎となる地籍図根多角点を設置するための測量

## E工程

- ・登記簿及び公図から調査図素図を作成（E1）
- ・これをもとに関係土地所有者等の現地立会を行い、一筆ごとの土地について地番、地目、所有者及び境界を確認する作業（E2）

## F工程

- ・D工程で設置した図根多角点を補足する細部図根点を設置するための測量（F I）
- ・図根多角点及び細部図根点等をもとに一筆ごとの土地の筆界点を測量（F II-1）
- ・測量結果から地籍図原図を作成（F II-2）

## G工程

- ・F工程で測量した筆界点座標をもとに一筆ごとの土地面積を測量する作業

## H工程

- ・上記各作業工程における調査及び測量の結果作成された地籍図原図及び地籍簿案を20日間一般の閲覧に供し、成果品たる地籍図及び地籍簿を作成する作業

## 認証・登記所送付

- ・地籍図、地籍簿を都道府県が審査し、国土交通大臣の承認を得て知事が認証する
- ・認証された地籍図及び地籍簿の写しを、登記所（法務局）へ送付する